

横浜市開発審査会・幹事会からの意見と事業者の見解

平成22年2月17日に開催された、本計画に対する都市計画法第43条による建築許可に係る「開発審査会・幹事会」において、環境配慮に係る項目について意見があったことが横浜市より示されました。意見の概要及び事業者の見解は、下表のとおりです。

表 意見の概要及び事業者の見解【横浜市建築審査会・幹事会】

意見の概要	事業者の見解
<p>(2/17 横浜市開発審査会・幹事会)</p> <p>本計画事業においてバイオハザードに係る研究・実験が行われる予定があるのか？ある場合は、有害物質漏洩に対して、どのような配慮をするのか？</p>	<p>(2/25 事業者見解)</p> <p>P2クラスの実験室が2室入居する予定であるが、有害物質漏洩に関しては、国の設計指針（文部省機械設備工事設計資料）等に基づき、P2クラス実験施設に必要な措置を講じますので、有害物質漏洩の懸念はないと考えています。</p>